

本論文は、デイヴィッド・ヒュームの思想との対比を通して、『道徳感情論』と『国富論』における「正義」の概念の関連性を浮き彫りし、両著書の関係をよりいっそう具体的に解明すること、さらに、スミスの租税・公債論の独自性を明確化することが主要な目的である。

第1章「ヒュームにおける共感・正義・政府」では、ヒュームはニュートン的な観点と方法で「共感」の概念を理解し、「正義」の概念を自然法学の伝統にのっとり、自然権や所有権を保障するための司法として捉えていることを明らかにする。

第2章「スミスにおける共感概念と正義」では、『道徳感情論』における正義は、社会全体を支える重要な柱、すなわち行動規範を形成する人間的要素の一つであって、社会的な規定を受けながら発展し続ける、とスミスが理解していた点が示される。

第3章「ヒュームにおける自然法学的な租税・公債論と政府の役割」は、第4章以降でスミスの租税・公債論の内容とその独自性を明確化するにあたって、まずヒュームの租税・公債論を考察したものである。ヒュームの公債論の基底には、財政破綻に由来する統治の消滅によって、国民の権利が脅かされることにたいする危惧が含まれていることを解明する。

第4章『『国富論』第5編経費論と『道徳感情論』における正義論との関連性について—統治者の義務論を手掛かりに—』では、『国富論』で主張された統治者の第三の義務は、公共のための事業であって、現実の社会では、「商人の社会」と「正義」を司法・行政がどのように創り上げ、整備してゆくのかという具体的な時代の課題に対するスミスの解答であった、という解釈を提示する。

第5章「スミスの租税論における公債論の持つ意義について—「政府の正義」との関連で—」では、経済の規模が拡大すれば、それに応じた国債発行の増加が経済の混乱を引き起こすことはなく、むしろ経済の安定的な成長に貢献するから、短期的に大量の貨幣を必要とする場合には、むしろ国債を利用した方がよい、とスミスは考えていたことを明確にする。

終章「スミスにおける正義と租税・公債論の関連性について」では、正義と政府の役割とを事実の問題として論じた点にスミスの特徴があること、さらに、租税論の独自性は公債論を含んでいるところにあるが、アメリカ植民地合邦論を含む公債論それ自体の独自性は、それが道徳原因の次元で一貫して論じられているところにあることを明示する。